

2018年3月

2018 BLUESTORM カタログ訂正のお知らせ

拝啓 平素より BLUESTORM 製品をご愛用いただき誠にありがとうございます。

2018年2月1日から小型船舶操縦者法が改正され、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務の範囲が拡大されました。その内容をもとに、弊社2018 BLUESTORM を作成いたしました。また、誤解が生じる恐れのある表記については、よりわかりやすい表現に訂正いたしました。深くお詫び申し上げますとともに、以下の通り訂正させていただきます。

敬具

記

1. 1 ページ 一般社団法人 日本釣用品工業会推奨表の【ライフジャケット対応表欄】
【訂正前】遊漁船（釣り船）プレジャーボート 限定沿海区域又は平水を航行中の着用義務に対応したモデルはタイプAとタイプD。
【訂正後】遊漁船（釣り船）プレジャーボート 限定沿海区域又は平水を航行中の着用義務に対応したモデルはタイプA。タイプDは注意④。

【表下欄外の<注意>欄に、④の文面を追記】
④旅客定員が12名を超えない船舶かつ航行区域又は平水行の場合はタイプDも着用義務に対応します。
2. 【CS JCIマーク品】と【小型船舶用救命胴衣タイプF、タイプG】製品紹介ページに、船釣ではご使用できません。を追記。
3. 【小型船舶用浮力補助具】製品紹介ページに、船釣ではご使用できません。を追記。
4. 【小型船舶用救命浮輪】製品紹介ページに、※ライフジャケットとしてはご使用できません。この製品は小型船舶用救命浮輪です。を追記。
5. 【小型船舶用救命胴衣タイプD】製品紹介ページに、※平水区域、2時間限定沿海区域、沿岸小型船舶水域であっても12人を超える旅客定員の船舶にはご使用できません。を追記。

以上